

仕様書

契約名称 物品売買契約（展示用パネル一式）

定義 本仕様書は、おきなわ工芸の杜で使用する物品の購入に関わる仕様を定めるものである。

1. 仕様について

(1) 下記参考物品または同等品とする。

(2) 参考物品

○展示用パネル本体 30台

チヨダディシステム ミュージアムパネルEX H2100 EXP9021-265K

寸法 W 900mm程度 H 2145mm程度 t 35mm程度

重量 9.7kg程度

材質 ループクロス両面貼り（芯材：ペーパーロールコア）

○付属品（以下、チヨダディシステム製）

アームストレート（ストレート）ALJ1-265K 36個

エンドカバー（ストレート）ALJ9-265K 12個

ストッパー（ストレート）EXH1-265K 24個

アーム（L字）ALJ4-265K 6個

エンドカバー（L字）ALJ10-265K 6個

ストッパー（L字）EXH4-265K 6個

ベース ALWS-265K 36個

フック CBフック-689M 60個

照明器具 EXRALED-265K 34個

エンドアーム（コンセント）EXJ9-265K 6個

ストッパー（コンセント）EXH5-265K 6個

○台車 3台

ヤマト・インダストリー LRC90-PG(KA)

寸法 W1100mm程度 D1100mm程度 H2000mm程度

○部材用収納箱 2個

チヨダディシステム TSB-50

W650mm程度 D650mm程度 H700mm程度

(3) 同等品は事前に同等品申請書により県の担当者の確認を受けること。
なお、付属品の同等品は、展示パネル本体に適したものとすること。

2. 納品について

(1) 沖縄県豊見城市豊見城1114番1 おきなわ工芸の杜内

3. 設置について

(1) 設置に必要な作業等は納入者の責任で行うこと。

また、軽微な変更により生ずる作業に対応すること。

(2) 納入者の責により、納入物品や建物、他の物品に破損などが生じた場合、責任を負うこと。

(3) 納品時の設置作業は沖縄県ものづくり振興課と調整の上で行うこと。

(4) 設置に要する経費は受注者が負担すること。

<p>4. 搬入、設置について</p>	<p>(1) 納入場所への物品の搬入、設置取付に関する管理は、受注者がその責任において行うこと。</p> <p>(2) 作業環境を整理、整頓し、清潔に保つこと。危険箇所の点検は特に念入りに行い、適切な設備、表示等を設け、事故、火災、盗難の防止を図ること。</p> <p>(3) 搬入時に汚染又は損傷のおそれのあるものは、器具および施設の搬入経路など、適切な方法で養生し、完了後は養生を速やかに取り除き、後片付け及び清掃を行うこと。</p> <p>(4) 搬入、設置時に、物品および施設または設備に損傷などが生じた場合は、その旨を発注者に報告し、修繕や補償など速やかに対応を行うこと。費用は受注者の負担とする。</p> <p>(5) 搬入、設置に要する経費は納入者の負担とする。</p>
<p>5. 引渡しについて</p>	<p>(1) 物品の設置後に検査を行い、その結果を発注者に報告すること。発注者の検査にて不合格となったものは、指示により是正を行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は業務目的物完成による発注者への引渡しに当たり、契約書に示す「納品書」の他、「品質保証書」「取扱い説明書」（手入れ方法等を含む）を提出し、物品引渡後の適正な運用に協力すること。</p> <p>(3) 検査の方法、やむを得ない納期の変更などは契約書に示すとおりとする。</p>
<p>6. 保証について</p>	<p>物品の品質の保証を下記のとおり行うこと。</p> <p>(1) 物品の引き渡し後、1年以内に正しい使用方法にもかかわらず、破損または故障した場合は、無償で修理又は交換を行うこと。</p> <p>(2) 直ちに発見することができない、物品の品質に関して契約に適合しないものが発見されたときは、受注者の負担において、速やかに物品を修補または代替品を納入すること。</p> <p>(3) (1)～(2)について、依頼から7日以内に対応すること。</p>